

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和7年4月25日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

THVP-1号投資事業有限責任組合

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

(変更前)

THVP-1号投資事業有限責任組合契約効力発生日から起算して10年経過後の最初に迎える決算日までとする。但し、総有限責任組合員出資口数合計の三分の二以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、2年延長可(最長5年の延長可)とする。

(変更後)

THVP-1号投資事業有限責任組合契約効力発生日から令和9年12月31日までとする。但し、総有限責任組合員出資口数合計の三分の二以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長令和12年8月30日まで延長可とする。

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

THVP-1号投資事業有限責任組合契約効力発生日から令和9年12月31日までとする。但し、総有限責任組合員出資口数合計の三分の二以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長令和12年8月30日まで延長可とする。

※2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称については変更なし